

# 「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(平成13年～平成26年)・第2次計画(平成27年度～平成36年度)

## 「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

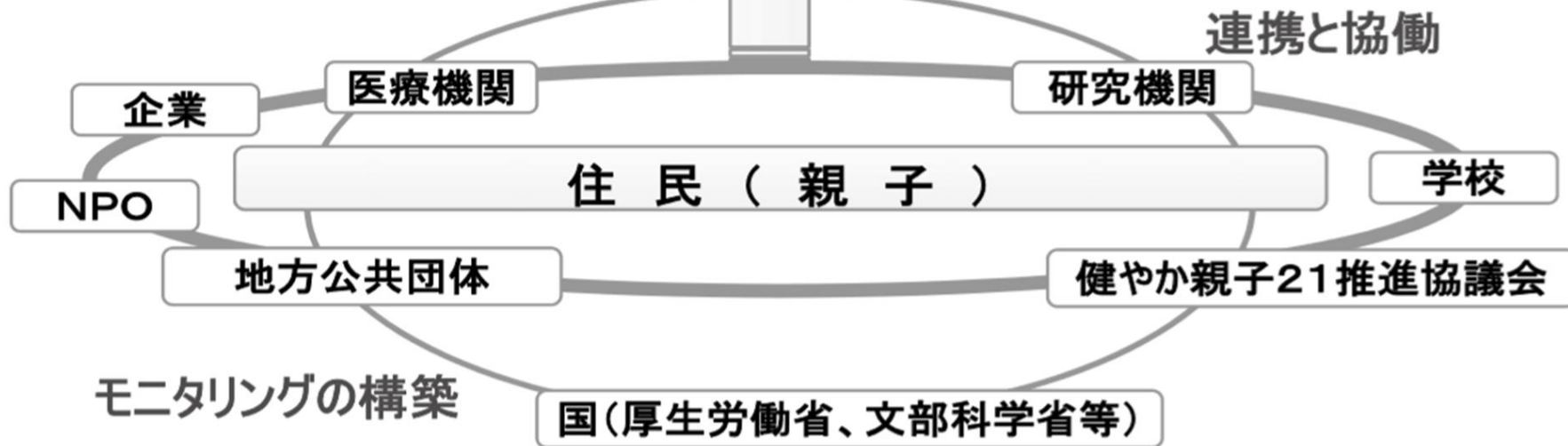
【基盤課題A】  
切れ目ない妊産婦・  
乳幼児への  
保健対策

【基盤課題B】  
学童期・思春期から  
成人期に向けた  
保健対策

【基盤課題C】  
子どもの健やかな  
成長を見守り育む  
地域づくり

【重点課題①】  
育てにくさを感じる  
親に寄り添う支援

【重点課題②】  
妊娠期からの  
児童虐待防止対策



# 「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ <sup>(※)</sup> のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは:子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるのが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

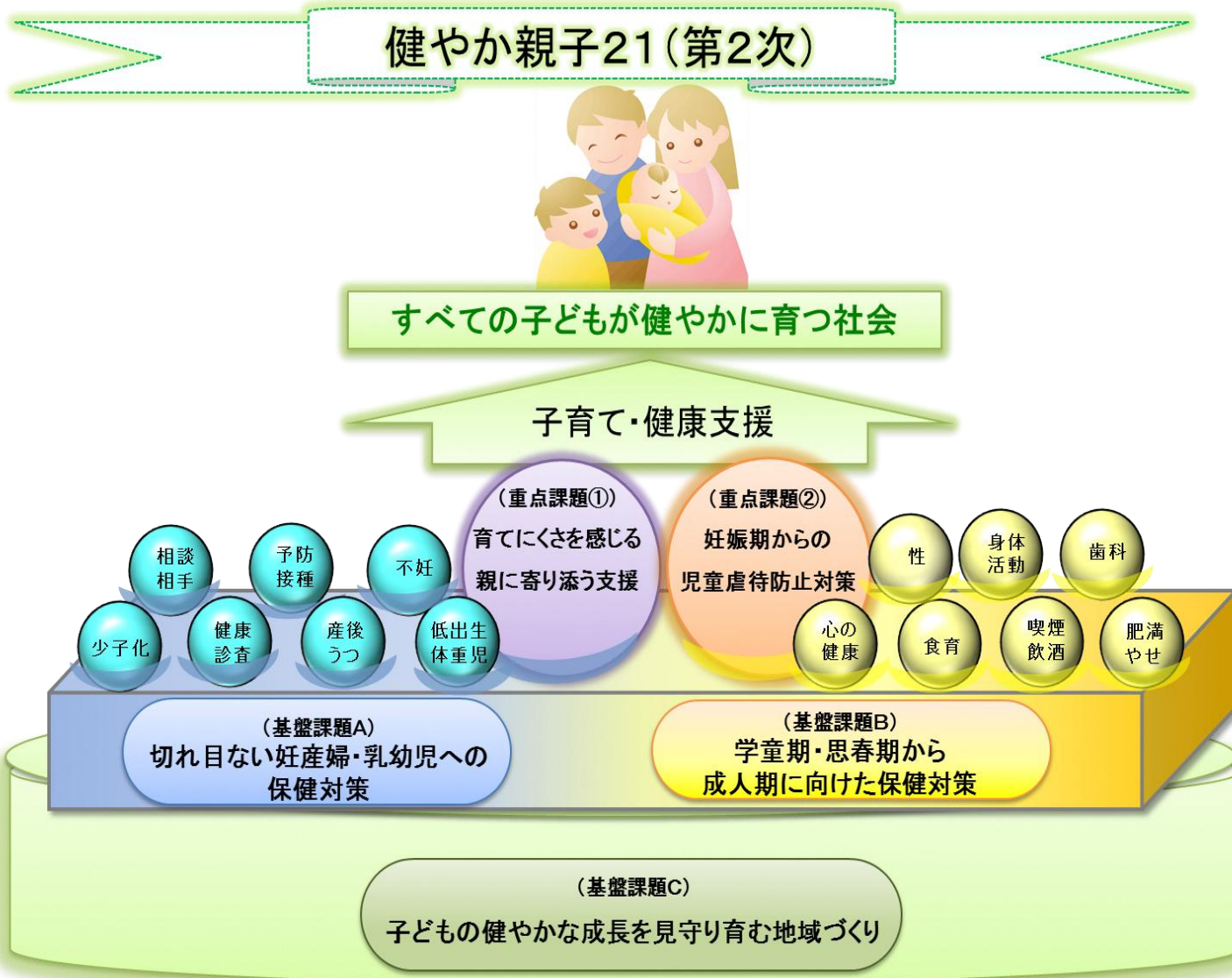
# 「健やか親子21(第2次)」のスケジュール

関係者や関係機関・団体が一体となって、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を築いていけるよう推進を図っていく

年度	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	...	2024
全体	2015年度(H27年度)～ 第2次開始		中間評価		終了 第2次
国	・母子保健課調査等の実施(指標のモニタリング) ・強化が必要な課題の整理 ・指標の適切な調査方法の周知		検討会 開催	最終 評価 ・ 次期 計画 検討	
地方公 共団体	・地域格差縮小のため、地域の実情に応じた母子保健計画の策定・推進・評価を実施 ・母子保健課調査への協力(乳幼児健診問診項目、母子保健事業の実施状況調査) ・全国大会の開催		中間評価・ 計画修正 等		
推進 協議会	テーマグループごとに取り組推進 ・団体同士の連携した取組推進に向けた体制の強化 ・取組の共通テーマを検討	共通テーマについて専門的な立場から推進 ・重点的に取り組むべき課題の解決に向けた取組の推進を図る ●総会(年間1回程度):取組の共有、方針の決定			
応援 メンバー	「健やか親子21」の趣旨に賛同する企業・団体等が参画し、その趣旨に沿った活動の推進に努める				

普及・ 啓発	マタニティマーク	ホームページの運用強化		
		計画的な啓発	妊産婦の食育	啓発に関する 重点テーマの 検討・計画 重点テーマに 沿った啓発

# 健やか親子21(第2次) イメージ図



# 加賀市の健康福祉計画体系図

第2次加賀市総合計画(平成28年度策定：市民主役条例)  
【基本方針4】「いつまでも元気で健やかに暮らし続けられるまちづくり」

福祉こころまちプラン 2015(第3期)  
(加賀市地域福祉計画)  
平成27～31年度

子ども・子育て  
支援事業計画  
平成27～31年度

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画  
(子ども・子育て支援法)  
(次世代育成支援対策推進法)
- ・市町村母子保健計画(「母子保健計画について」)

障がいのある人の  
サポートプラン  
平成30～32年度

- ・市町村障がい者計画  
(障害者基本法)
- ・市町村障害福祉計画  
(障害者総合支援法)

高齢者お達者  
プラン  
平成30～32年度

- ・市町村老人福祉計画  
(老人福祉法)
- ・市町村介護保険事業計画  
(介護保険法)

かがし健康応援  
プラン21(第二次)  
平成25～34年度

- ・市町村健康増進計画  
(健康増進法)
- ・加賀市食育推進計画  
(食育基本法) ※一体的掲載
- ・市町村母子保健計画  
H27～31年度  
(「母子保健計画について」)  
※別冊

本市では、国の「健やか親子21(第2次)」の方向性、目標を踏まえ、母子保健計画策定指針に基づき、国が示す3つの基盤課題と2つの重点課題を5つの課題とし、現状と目標を明らかにした「加賀市健やか親子21(第2次)」を策定しました。

## ・計画の性格（位置づけ）

「加賀市健やか親子21（第2次）」は、「かがし健康応援プラン21（第二次）」の中の第Ⅳ章次世代の健康に包含され、別冊として策定されました。平成31年度に策定される「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、市の他の計画との整合性、調和を図るものとしします。

## ・計画の期間

この計画の目標年次は平成35年度とし、計画の期間は平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間としします。なお、策定5年後を目途に中間見直しを行います。

→平成31年度（2019年度）見直し